

設 計 図 書

(起工)

工事番号 7壱長老第19号

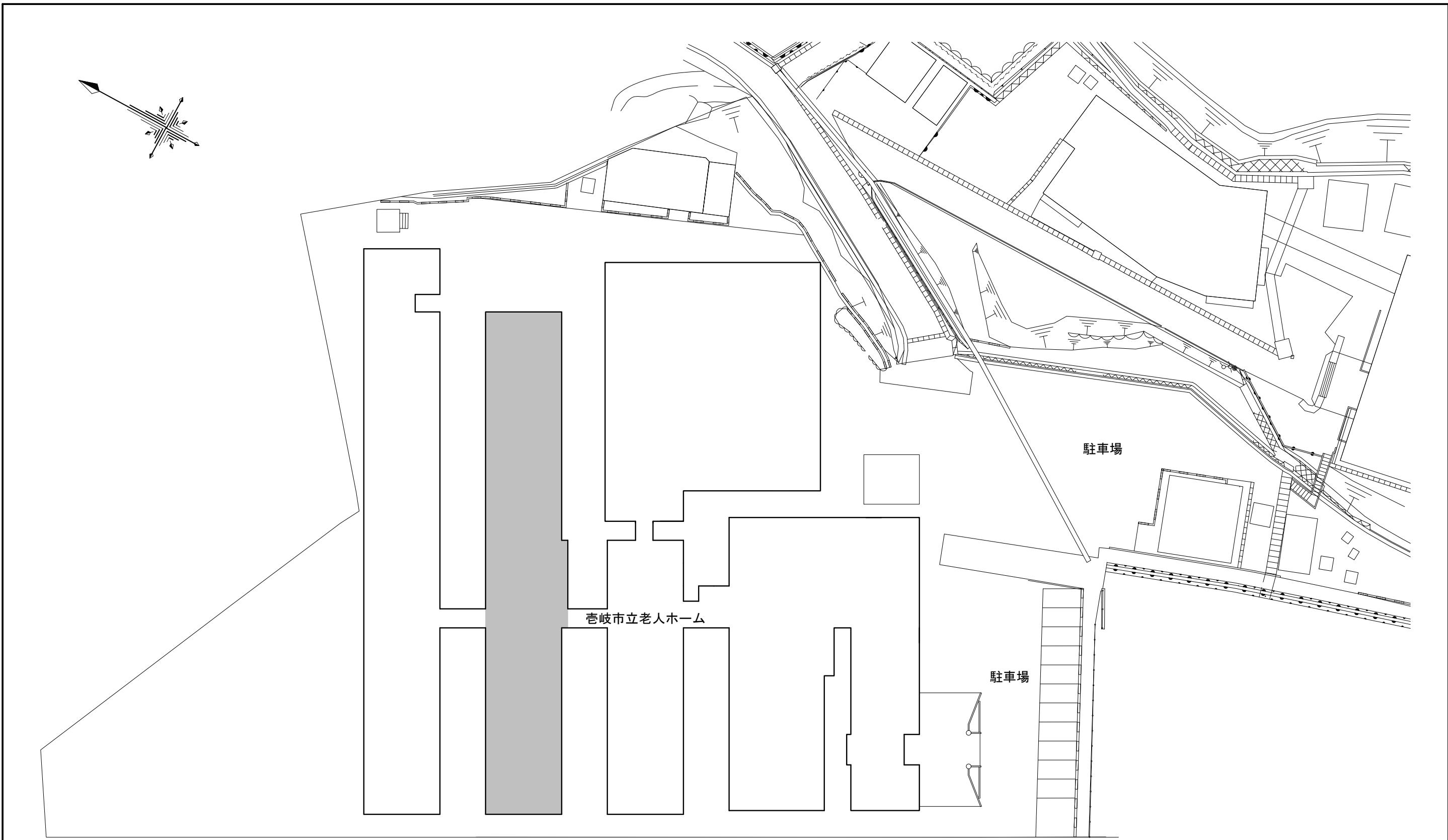
工事名 壱岐市老人ホムズ棟廊下ハケージアコン交換工事

工事場所 壱岐市勝本町本宮南触

長崎県壱岐市

壱岐市立老人ホーム2棟廊下パッケージエアコン交換工事

當 繕 工 事 特 記 仕 様 書																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
I 工事概要 <p>1. 工事名称 壱岐市立老人ホーム2棟廊下パッケージエアコン交換工事</p> <p>2. 工事場所 壱岐市勝本町本宮南触</p> <p>3. 敷地面積</p> <p>4. 工事内容 新営 (○ 新築 ○ 増築 ○ 改築) ● 改修 ○ ()</p> <p>(1) 新営工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>建物名称</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>用 途</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>構 造</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階 数</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>建築面積</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延床面積</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・对津波計画基準による）</td></tr> <tr> <td>構造体</td><td>○ I類 ○ II類 ○ III類</td><td>○ I類 ○ II類 ○ III類</td><td>○ I類 ○ II類 ○ III類</td><td>○ I類 ○ II類 ○ III類</td></tr> <tr> <td>建築非構造部材</td><td>○ A類 ○ B類</td><td>○ A類 ○ B類</td><td>○ A類 ○ B類</td><td>○ A類 ○ B類</td></tr> </table> <p>(2) 改修工事</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><td></td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr> <tr><td>建物名称</td><td>壹岐市立老人ホーム</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>用 途</td><td>老人ホーム</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>階 数</td><td>1階</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>延床面積</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>改修内容</td><td>○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ● その他</td><td>○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他</td><td>○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他</td><td>○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">空調設備改修</td></tr> </table> <p>5. 週休2日モデル工事</p> <p>● 実施対象外 ○ 受注者希望型 ○ 発注者指定型 なお、実施する場合は、「壹岐市発注工事における週休2日モデル工事実施要領」による。</p> <p>実施内容（補正係数） ○ 通常の4週8休以上（補正係数：1.02） ○ 月単位の4週8休以上（補正係数：1.04） 受注者は、上記週休2日を実施する場合、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」を記載した「実施工期表」等を作成し、監督職員の確認を受けること。 上記以外を希望する場合（週休2日を取り組みを実施しない場合を含む。）は、工事着手前に監督職員と協議すること。</p> <p>週休2日の対象外となる作業・期間 ○ あり 週休2日対象外作業 () ○ なし 週休2日対象外期間 ()</p> <p>6. 工事の余裕期間</p> <p>● 適用しない ○ 任意着手方式 ○ 発注者指定方式 なお、適用する場合は、「壹岐市発注工事における余裕期間制度を活用した工事実施要領」による。</p> <p>○ 現場説明書による</p> <p>○ 余裕期間 任意着手方式</p> <p>1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した余裕期間と実工期の日数または工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができます。 なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事実施要領」に定める「工期通知書（様式1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日の翌日から工事の始期の前日）</p> <p>2. 余裕期間内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、発注者との協議により、工事の始期を変更できるものとする。なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。</p> <p>3. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者を配置することを要しない。</p> <p>4. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事着手を行ってはならない。</p> <p>5. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。</p>						1	2	3	4	建物名称					用 途					構 造					階 数					建築面積					延床面積					階					階					階					階					階					階					計					耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・对津波計画基準による）					構造体	○ I類 ○ II類 ○ III類	○ I類 ○ II類 ○ III類	○ I類 ○ II類 ○ III類	○ I類 ○ II類 ○ III類	建築非構造部材	○ A類 ○ B類	○ A類 ○ B類	○ A類 ○ B類	○ A類 ○ B類		1	2	3	4	建物名称	壹岐市立老人ホーム				用 途	老人ホーム				階 数	1階				延床面積					改修内容	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ● その他	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他	空調設備改修					<p>7. 工事範囲 (●印のついた工事種目が、本工事の工事範囲である。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><th>建築工事（工事種目）</th><th colspan="4">建物番号</th></tr> <tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th></tr> <tr><td>1 仮設工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 土工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 地盤工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 鉄筋工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 コンクリート工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 鋼骨工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 防水工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 石工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 タイル工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 木工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12 屋根及びとい工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13 金属工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 左官工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 建具工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16 カーテンウォール工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 塗装工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18 内装工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19 ユニット及びその他工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20 排水工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21 請装工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 植栽及び屋上緑化工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><th>電気設備工事（工事種目）</th><th colspan="4">建物番号</th></tr> <tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th></tr> <tr><td>1 電灯設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 動力設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 電気自動車充電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 電熱設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 雷保護設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 受変電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 電力荷電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 発電設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 構内情報通信網設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 構内交換設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 情報表示設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12 映像・音響設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13 扩声設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 読導支援設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 テレビ共用受信設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>16 監視カメラ設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>17 駐車場管理設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>18 防犯・入退室管理設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>19 火災報知設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>20 中央監視制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>21 構内配電網路</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>22 構内通信網路</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>23 その他</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><th>機械設備工事（工事種目）</th><th colspan="4">建物番号</th></tr> <tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th></tr> <tr><td>1 空気調和設備</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 換気設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 排煙設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 自動制御設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 衛生器具設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6 給水設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7 排水設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>8 給湯設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>9 消火設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>10 ガス設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>11 雨水利用設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>12 散光工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13 凈化槽設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>14 廉房設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>15 ごみ処理設備</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><th>昇降機設備工事（工事種目）</th><th colspan="4">建物番号</th></tr> <tr><th></th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th></tr> <tr><td>1 一般エレベーター</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>2 一般油圧エレベーター</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>3 普及型エレベーター</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>4 非常用エレベーター</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5 機械室レスエレベーター</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>					建築工事（工事種目）	建物番号					1	2	3	4	1 仮設工事					2 土工事					3 地盤工事					4 鉄筋工事					5 コンクリート工事					6 鋼骨工事					7 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事					8 防水工事					9 石工事					10 タイル工事					11 木工事					12 屋根及びとい工事					13 金属工事					14 左官工事					15 建具工事					16 カーテンウォール工事					17 塗装工事					18 内装工事					19 ユニット及びその他工事					20 排水工事					21 請装工事					22 植栽及び屋上緑化工事					23 その他					電気設備工事（工事種目）	建物番号					1	2	3	4	1 電灯設備					2 動力設備					3 電気自動車充電設備					4 電熱設備					5 雷保護設備					6 受変電設備					7 電力荷電設備					8 発電設備					9 構内情報通信網設備					10 構内交換設備					11 情報表示設備					12 映像・音響設備					13 扩声設備					14 読導支援設備					15 テレビ共用受信設備					16 監視カメラ設備					17 駐車場管理設備					18 防犯・入退室管理設備					19 火災報知設備					20 中央監視制御設備					21 構内配電網路					22 構内通信網路					23 その他					機械設備工事（工事種目）	建物番号					1	2	3	4	1 空気調和設備	●				2 換気設備					3 排煙設備					4 自動制御設備					5 衛生器具設備					6 給水設備					7 排水設備					8 給湯設備					9 消火設備					10 ガス設備					11 雨水利用設備					12 散光工事					13 凈化槽設備					14 廉房設備					15 ごみ処理設備					昇降機設備工事（工事種目）	建物番号					1	2	3	4	1 一般エレベーター					2 一般油圧エレベーター					3 普及型エレベーター					4 非常用エレベーター					5 機械室レスエレベーター				
	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
建物名称																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
用 途																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
構 造																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階 数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建築面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
延床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
耐震安全性の分類（官庁施設の総合耐震・对津波計画基準による）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
構造体	○ I類 ○ II類 ○ III類	○ I類 ○ II類 ○ III類	○ I類 ○ II類 ○ III類	○ I類 ○ II類 ○ III類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
建築非構造部材	○ A類 ○ B類	○ A類 ○ B類	○ A類 ○ B類	○ A類 ○ B類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
建物名称	壹岐市立老人ホーム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
用 途	老人ホーム																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
階 数	1階																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
延床面積																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
改修内容	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ● その他	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他	○ 防水 ○ 外壁 ○ 建具 ○ 塗装 ○ 耐震 ○ 内装 ○ その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
空調設備改修																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
建築工事（工事種目）	建物番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1 仮設工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 土工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 地盤工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 鉄筋工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 コンクリート工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 鋼骨工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7 コンクリートブロック、ALCパネル及び押出成形セメント板工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8 防水工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9 石工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10 タイル工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11 木工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12 屋根及びとい工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13 金属工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14 左官工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15 建具工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
16 カーテンウォール工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
17 塗装工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
18 内装工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19 ユニット及びその他工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20 排水工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
21 請装工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
22 植栽及び屋上緑化工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
23 その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
電気設備工事（工事種目）	建物番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1 電灯設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 動力設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 電気自動車充電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 電熱設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 雷保護設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 受変電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7 電力荷電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8 発電設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9 構内情報通信網設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10 構内交換設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11 情報表示設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12 映像・音響設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13 扩声設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14 読導支援設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15 テレビ共用受信設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
16 監視カメラ設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
17 駐車場管理設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
18 防犯・入退室管理設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
19 火災報知設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
20 中央監視制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
21 構内配電網路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
22 構内通信網路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
23 その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
機械設備工事（工事種目）	建物番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1 空気調和設備	●																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
2 換気設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 排煙設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 自動制御設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 衛生器具設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
6 給水設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
7 排水設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
8 給湯設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
9 消火設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
10 ガス設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
11 雨水利用設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
12 散光工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
13 凈化槽設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
14 廉房設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
15 ごみ処理設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
昇降機設備工事（工事種目）	建物番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	1	2	3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1 一般エレベーター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
2 一般油圧エレベーター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
3 普及型エレベーター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
4 非常用エレベーター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
5 機械室レスエレベーター																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr><th>項目</th><th colspan="4">特記事項</th></tr> <tr><td rowspan="5" style="vertical-align: top;">各章共通事項</td><td>1</td><td>官公署その他への届出手続等 (共1.13)</td><td colspan="3">工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。なお、手続きを行うにあたっては、その内容について、事前に監督職員に報告すること。</td></tr> <tr><td>2</td><td>工事実績情報システムへの登録 (共1.14)</td><td colspan="3">登録する ● 工事請負代金が500万円以上の場合 ○ 監督職員が指示する場合</td></tr> <tr><td>3</td><td>書面の書き及び取扱い (共1.15)</td><td colspan="3">「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「通知」、「報告」等の事項について書面により取り交わし整理するとしている内容については「工事打合せ簿（監督職員が指示する様式）」を使用する。</td></tr> <tr><td>4</td><td>別契約の工事との取り合い (共1.17)</td><td colspan="3">施工範囲 図面に特記なき場合は、別表一（工事区分表）による。</td></tr> <tr><td>5</td><td>品質計画 (共1.22)</td><td colspan="3">施工図等 設備機器設置、取扱い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">○ 総合施工計画書 受注者は、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。また、内容を変更が必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。 (1) 工事概要 (2) 実施工工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図 (5) 主要工種 (6) 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、検査立会項目等） (7) 生産計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 現場の就業時間 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) その他</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">● 工種別施工計画書 受注者は、各種工事の施工に先立ち、以下の内容を含む工種別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。なお、提出を必要とする工種は、監督職員の指示による。 (1) 工種別工程表 (2) 実施工工程表 (3) 管理組織図 (4) 主要材料 (5) 品質管理計画 (6) 出来形管理計画 (7) 施工方法</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">○ 工事の記録 (共1.24) 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した「工事報告書」（監督職員が指示する様式）を作成し、翌月5日までに以下の書類添付の上、監督職員に提出する。 (1) 工事進捗状況報告書 (2) 工事記録写真</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">○ 履行状況報告 中間前金払いを選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に以下の書類添付の上、発注者に提出する。 (1) 実施工工程表 (2) 出来高数量表 (3) 完成部分の状況写真</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">● 工事写真 工事写真の撮影は、宮崎工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官房宮崎部整備課）による。 ○ 上記と別に、完成及び着工前と完成の対比写真を提出する。撮影対象等は、監督職員の指示による。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">受注者は、下請に付する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに書面によって監督職員に報告する。下請負人を変更した場合も同様とする。 また、工事完成後、工事に使用した下請負人を書面によって監督職員に提出する。 (1) 受注者が、工事施工に、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、奈良県の入札参加者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。 (4) 下請負者が当該企業体の構成員でないことを。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に記載されたものとし、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに下請契約に記載した下請負代金の支拂付して締結しなければならない。また、受注者は、下請契約を締結した場合は、該当下請に係る契約書の申し立て下請代金の証明書の写しを添付したものとし、下請契約締結後、速やかに監督職員に提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写真を監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲示しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">● 施工条件 (建・建改 1.35) (電・機・電改・機改 1.32) 受注者は、下記以外は、「現場説明書」による。 ○ 工事場の駐車場 ※ 構内 ○ () ○ 資材場 ※ 構内 ○ () ○ 建設生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場 ※ 構内 ○ ()</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">● 12 発生材の処理等 (建・建改 1.31) (電改 1.32) (電・機・電改・機改 1.39) ○ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。施行令による分別解体等実施義務の対象工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約後明らかになつたやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">● 本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">○ 引渡しを要するもの及び現場において再利用及び再資源化を図るもの以外は、構外搬出適切処理する。</td></tr> <tr><td colspan="5" style="text-align: center;">○ 引渡しを要するもの</td></tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>種類</th><th>引渡し場所</th><th>備考</th></tr> <tr><td>○ 金属類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 電線・ケーブル類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 蓄電池</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 照明器具</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料</td><td></td><td></td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">図面番号</td> </tr> </table>	項目	特記事項				各章共通事項	1	官公署その他への届出手続等 (共1.13)	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。なお、手続きを行うにあたっては、その内容について、事前に監督職員に報告すること。			2	工事実績情報システムへの登録 (共1.14)	登録する ● 工事請負代金が500万円以上の場合 ○ 監督職員が指示する場合			3	書面の書き及び取扱い (共1.15)	「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「通知」、「報告」等の事項について書面により取り交わし整理するとしている内容については「工事打合せ簿（監督職員が指示する様式）」を使用する。			4	別契約の工事との取り合い (共1.17)	施工範囲 図面に特記なき場合は、別表一（工事区分表）による。			5	品質計画 (共1.22)	施工図等 設備機器設置、取扱い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。			○ 総合施工計画書 受注者は、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。また、内容を変更が必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。 (1) 工事概要 (2) 実施工工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図 (5) 主要工種 (6) 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、検査立会項目等） (7) 生産計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 現場の就業時間 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) その他					● 工種別施工計画書 受注者は、各種工事の施工に先立ち、以下の内容を含む工種別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。なお、提出を必要とする工種は、監督職員の指示による。 (1) 工種別工程表 (2) 実施工工程表 (3) 管理組織図 (4) 主要材料 (5) 品質管理計画 (6) 出来形管理計画 (7) 施工方法					○ 工事の記録 (共1.24) 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した「工事報告書」（監督職員が指示する様式）を作成し、翌月5日までに以下の書類添付の上、監督職員に提出する。 (1) 工事進捗状況報告書 (2) 工事記録写真					○ 履行状況報告 中間前金払いを選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に以下の書類添付の上、発注者に提出する。 (1) 実施工工程表 (2) 出来高数量表 (3) 完成部分の状況写真					● 工事写真 工事写真の撮影は、宮崎工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官房宮崎部整備課）による。 ○ 上記と別に、完成及び着工前と完成の対比写真を提出する。撮影対象等は、監督職員の指示による。					受注者は、下請に付する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに書面によって監督職員に報告する。下請負人を変更した場合も同様とする。 また、工事完成後、工事に使用した下請負人を書面によって監督職員に提出する。 (1) 受注者が、工事施工に、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、奈良県の入札参加者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。 (4) 下請負者が当該企業体の構成員でないことを。					受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に記載されたものとし、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに下請契約に記載した下請負代金の支拂付して締結しなければならない。また、受注者は、下請契約を締結した場合は、該当下請に係る契約書の申し立て下請代金の証明書の写しを添付したものとし、下請契約締結後、速やかに監督職員に提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。					受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写真を監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。					受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲示しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。					● 施工条件 (建・建改 1.35) (電・機・電改・機改 1.32) 受注者は、下記以外は、「現場説明書」による。 ○ 工事場の駐車場 ※ 構内 ○ () ○ 資材場 ※ 構内 ○ () ○ 建設生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場 ※ 構内 ○ ()					● 12 発生材の処理等 (建・建改 1.31) (電改 1.32) (電・機・電改・機改 1.39) ○ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。施行令による分別解体等実施義務の対象工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約後明らかになつたやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。					● 本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。					○ 引渡しを要するもの及び現場において再利用及び再資源化を図るもの以外は、構外搬出適切処理する。					○ 引渡しを要するもの					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>種類</th><th>引渡し場所</th><th>備考</th></tr> <tr><td>○ 金属類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 電線・ケーブル類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 蓄電池</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 照明器具</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料</td><td></td><td></td></tr> </table>					種類	引渡し場所	備考	○ 金属類			○ 電線・ケーブル類			○ 蓄電池			○ 照明器具			○ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料			図面番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
項目	特記事項																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
各章共通事項	1	官公署その他への届出手続等 (共1.13)	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行うこと。なお、手続きを行うにあたっては、その内容について、事前に監督職員に報告すること。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	2	工事実績情報システムへの登録 (共1.14)	登録する ● 工事請負代金が500万円以上の場合 ○ 監督職員が指示する場合																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	3	書面の書き及び取扱い (共1.15)	「指示」、「承諾」、「協議」、「提出」、「提示」、「通知」、「報告」等の事項について書面により取り交わし整理するとしている内容については「工事打合せ簿（監督職員が指示する様式）」を使用する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	4	別契約の工事との取り合い (共1.17)	施工範囲 図面に特記なき場合は、別表一（工事区分表）による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	5	品質計画 (共1.22)	施工図等 設備機器設置、取扱い等が検討できる施工図を提出し、監督職員の承諾を受ける。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
○ 総合施工計画書 受注者は、工事の着手に先立ち、以下の内容を含む総合施工計画書を作成し、監督職員に提出する。また、内容を変更が必要が生じた場合、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。 (1) 工事概要 (2) 実施工工程表 (3) 現場組織表 (4) 施工体系図 (5) 主要工種 (6) 品質計画（品質目標、品質管理方針、重要管理項目、検査立会項目等） (7) 生産計画 (8) 緊急時の体制及び対応 (9) 安全対策 (10) 環境対策 (11) 仮設計画 (12) 現場の就業時間 (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (14) 産業廃棄物処理フロー図 (15) その他																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 工種別施工計画書 受注者は、各種工事の施工に先立ち、以下の内容を含む工種別施工計画書を作成し、監督職員に提出する。なお、提出を必要とする工種は、監督職員の指示による。 (1) 工種別工程表 (2) 実施工工程表 (3) 管理組織図 (4) 主要材料 (5) 品質管理計画 (6) 出来形管理計画 (7) 施工方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 工事の記録 (共1.24) 受注者は、当月の工事の全般的な経過を記載した「工事報告書」（監督職員が指示する様式）を作成し、翌月5日までに以下の書類添付の上、監督職員に提出する。 (1) 工事進捗状況報告書 (2) 工事記録写真																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 履行状況報告 中間前金払いを選択した場合は、履行状況を所定の様式に基づき作成し、認定請求時に以下の書類添付の上、発注者に提出する。 (1) 実施工工程表 (2) 出来高数量表 (3) 完成部分の状況写真																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 工事写真 工事写真の撮影は、宮崎工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官房宮崎部整備課）による。 ○ 上記と別に、完成及び着工前と完成の対比写真を提出する。撮影対象等は、監督職員の指示による。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
受注者は、下請に付する場合は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。なお、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに書面によって監督職員に報告する。下請負人を変更した場合も同様とする。 また、工事完成後、工事に使用した下請負人を書面によって監督職員に提出する。 (1) 受注者が、工事施工に、総合的に企画、指導及び調整するものであること。 (2) 下請負者が、奈良県の入札参加者である場合には、指名停止期間中でないこと。 (3) 下請負者は、当該下請工事の施工能力を有すること。 (4) 下請負者が当該企業体の構成員でないことを。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
受注者は、建設業を営む者と下請契約を締結する場合、下請契約に記載されたものとし、下請負人を決定した場合は、工事着手前までに下請契約に記載した下請負代金の支拂付して締結しなければならない。また、受注者は、下請契約を締結した場合は、該当下請に係る契約書の申し立て下請代金の証明書の写しを添付したものとし、下請契約締結後、速やかに監督職員に提出するものとし、変更が生じた場合も同様とする。ただし、工期のみの変更の場合はこの限りではない。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
受注者は、工事を施工するために、下請契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写真を監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲示しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
受注者は、下請契約を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図「提出用」を作成し、監督職員に提出しなければならない。また、施工体系図「掲示用」を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲示しなければならない。変更が生じた場合も同様とする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 施工条件 (建・建改 1.35) (電・機・電改・機改 1.32) 受注者は、下記以外は、「現場説明書」による。 ○ 工事場の駐車場 ※ 構内 ○ () ○ 資材場 ※ 構内 ○ () ○ 建設生土（埋戻し、盛り土用）の仮置場 ※ 構内 ○ ()																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 12 発生材の処理等 (建・建改 1.31) (電改 1.32) (電・機・電改・機改 1.39) ○ 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。施行令による分別解体等実施義務の対象工事であるため、同法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適切な措置を講ずる。 ただし、工事契約後明らかになつたやむを得ない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
● 本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが、分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について適切な措置を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 引渡しを要するもの及び現場において再利用及び再資源化を図るもの以外は、構外搬出適切処理する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 引渡しを要するもの																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th>種類</th><th>引渡し場所</th><th>備考</th></tr> <tr><td>○ 金属類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 電線・ケーブル類</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 蓄電池</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 照明器具</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>○ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料</td><td></td><td></td></tr> </table>					種類	引渡し場所	備考	○ 金属類			○ 電線・ケーブル類			○ 蓄電池			○ 照明器具			○ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
種類	引渡し場所	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
○ 金属類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 電線・ケーブル類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 蓄電池																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 照明器具																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
○ 構内舗装・排水設計基準及び参考資料																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
図面番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			



道路

...改修工事部分

工事名 Ise City Senior Home M2 Building廊下パッケージエアコン交換工事	設計 令和7年12月日	図面番号
図名 配置図	縮尺 S=1:500	
市長 Ise City		

機 器 表

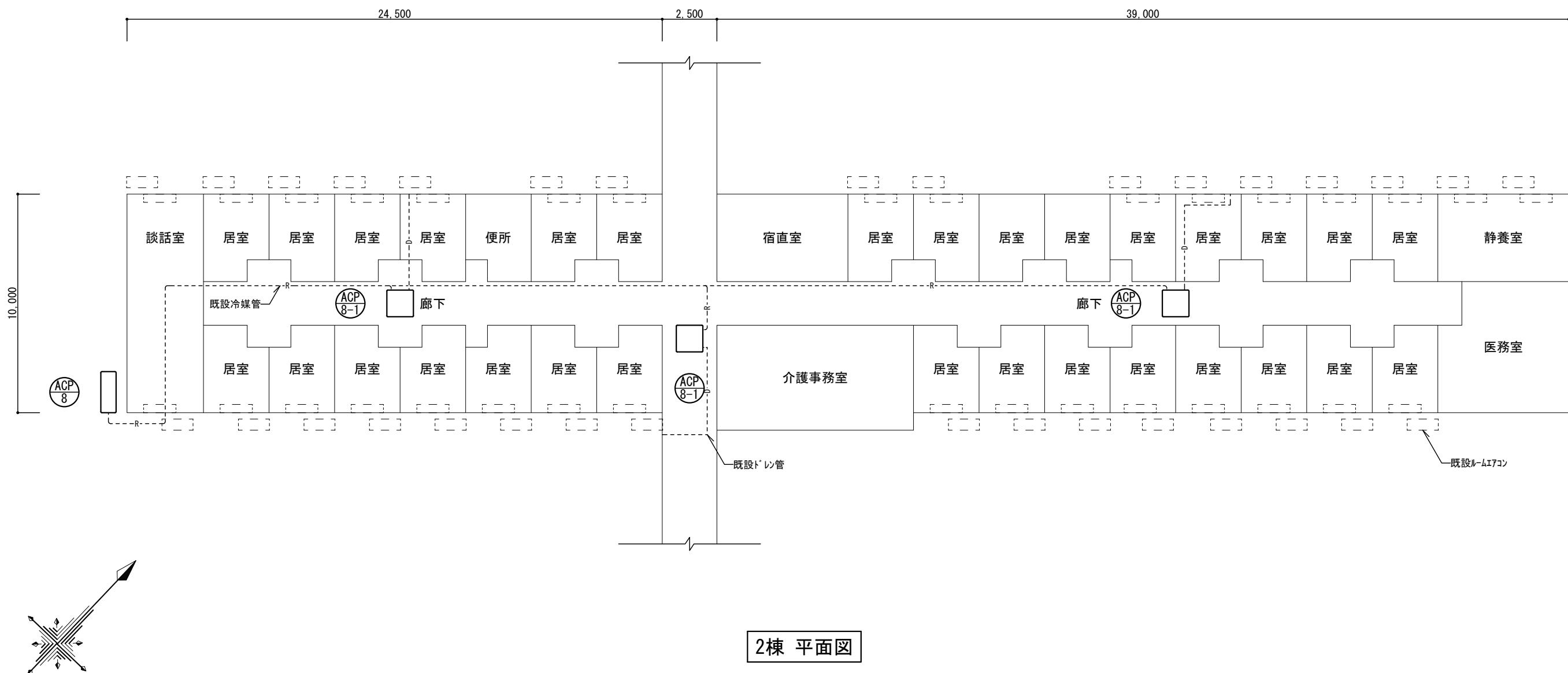
記号	名 称	仕 様	相φ	電源V	消費電力kW	組	設置場所	備 考
ACP-8	空冷パッケージエアコン	冷房能力：20.0Kw 暖房能力：22.4Kw 室内機：天井埋込形4方向 室外機：耐重塩害仕様 ワイヤードリモコン、標準パネル、付属品共	3	200	6.34/5.60	1	2棟廊下	参考品番：SZRC224BAM (室内機)：FHCP80FD×3台 (室外機)：RZRP224BA

(注記) 1. 既設空調機器撤去(天井埋込形・室外機)

2. 新設空調機器配管は既設再利用(取外し・再取付)

3. 新設空調機器電源は既設再利用(取外し・再取付)

4. リモコン設置場所は監督職員と協議



2棟 平面図

工事名 壱岐市老人ホーム2棟廊下パッケージエアコン交換工事	設計 令和 7年 12月 日	図面番号	課長	係長	設計者	図名 2棟廊下 空調機器改修図
			名前	名前	名前	
壱岐市						